八代市公告　第１１１号
令和　８年１１月１０日

公　　告

このたび、八代市の一部の地域を受益地とする昭和第二地区土地改良事業（農業用用排水施設）を県営事業として施行申請を行うために土地改良法第８５条の２第２項の規定による公告をしたいので、同法第８５条の２第５項において準用する同法第８５条第６項の規定に基づきこの旨を公告し、土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

この土地改良事業計画の概要に意見がある者は、同法第８５条の２第５項において準用する同法第８５条第７項の規定により公告人に対し意見書を提出することができる。

なお、縦覧に供する書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法については、次のとおりである。

令和　８年１１月１０日

（県営昭和第二地区土地改良事業施行申請人）
八代市長　　小野　泰輔

１　縦覧に供する書類の名称
　県営昭和第二地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画の概要
２　縦覧期間
　令和　８年１１月１０日から令和　８年１２月　８日まで
３　縦覧の場所
　八代市役所農地整備課
４　意見書の提出方法
（１）　提出先
　郵便番号　〒８６６－８６０１
　住　所
　　八代市松江城町１－２５　農地整備課
　（ファクシミリ番号）０９６５－３３－４４７２
　（電子メールアドレス）nouchi@city.yatsushiro.lg.jp
（２）　提出要領
　住所、氏名、電話番号及び事業計画の概要への意見を記載し、郵送（又はファクシミリ若しくは電子メール）により提出すること。
（３）　意見書提出上の注意
　意見書は公表する場合があります。また、提出された意見に対して個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。